

1 2020 January

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|---|---|-------|------------|-------|--|--|
| 2020 2 日 月 火 水 木 金 土 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 | | | 1 赤口 元日 | 2 先勝 | 3 友引 | 4 先負 |
| 5 仏滅 | 6 大安 外国人雇用状況届出書(前年11月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(前年11月分) | 7 赤口 | 8 先勝 | 9 友引 | 10 先負 前年12月分の源泉所得等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出(前年12月雇入分) | 11 仏滅 |
| 12 大安 | 13 赤口 成人の日 | 14 先勝 | 15 友引 | 16 先負 | 17 仏滅 | 18 大安 |
| 19 赤口 | 20 先勝 源泉所得税納期の特例分の納付 | 21 友引 | 22 先負 | 23 仏滅 | 24 大安 | 25 先勝 |
| 26 友引 | 27 先負 | 28 仏滅 | 29 大安 | 30 赤口 | 31 先勝 固定資産税の償却資産の申告 給与所得の源泉徴収票の交付 給与所得の源泉徴収票等の法定 調書合計表等の提出 給与支払報告書の提出 | 労働保険概算保険料分割納付第3期分の納付 労働死傷病者報告書(休業4日未満)提出(前年10月~12月) 外国人雇用状況届出書(前年12月分) 健康保険・厚生年金保険料の保険料納付(前年12月分) |

1 総務・経理のお仕事カレンダー 1月の税務と労務

税務

- 前年12月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→ 1月10日(金)まで
- 前年7月~12月分の源泉所得税の納期の特例分の納付 **Check!**
★10人未満の事業所は届出により前6か月分を7月10日と1月20日までに納付することができます。
→ 1月20日(月)まで
- 令和元年11月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税を除く)。
→ 決算応当日(月末決算では1月31日(金))まで
- 令和2年5月決算法人の中間申告(法人税・消費税など)
→ 決算応当日(月末決算では1月31日(金))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち2月・5月・8月決算法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では1月31日(金))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち令和元年10月・11月決算法人を除く法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では1月31日(金))まで
- 固定資産税の償却資産に関する申告
→ 1月31日(金)まで
- 給与所得の源泉徴収票の交付
→ 1月31日(金)まで
- 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等の提出
→ 1月31日(金)まで
- 給与支払報告書の提出
→ 1月31日(金)まで
- 給与所得者の扶養控除等申告書の受理
→ 本年最初の給与の支払を受ける日の前日まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(12月雇入分)
→ 1月10日(金)まで
- 労働保険概算保険料分割納付第3期分の納付 **Check!**
★納付すべき概算保険料が原則40万円以上では3回に分割納付可能。
→ 1月31日(金)まで
- 労働者死傷病報告の提出(休業4日未満、前年10月~12月分)
→ 1月31日(金)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の12月雇入・離職分)
→ 1月31日(金)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(12月分)
→ 1月31日(金)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

給与計算等の注意点

令和2年分からの給与計算等について、税務・労務の注意点を説明します。

【税務上の注意点】

平成30年度税制改正により給与所得控除額が改正された結果、令和2年分以後の「給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)」「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されましたので、源泉徴収税額の算出には注意が必要です。

【労務上の注意点】

雇用保険の保険料は、昭和30年4月1日生まれまでの被保険者は日雇労働被保険者等を除き免除されています。令和2年4月からは原則として免除制度がありませんので、給与計算に注意が必要です。



5分で読める! 税務基本のキ

公認会計士・税理士 溝端浩人 / 税理士 松本栄喜



未払計上した決算賞与は損金算入?

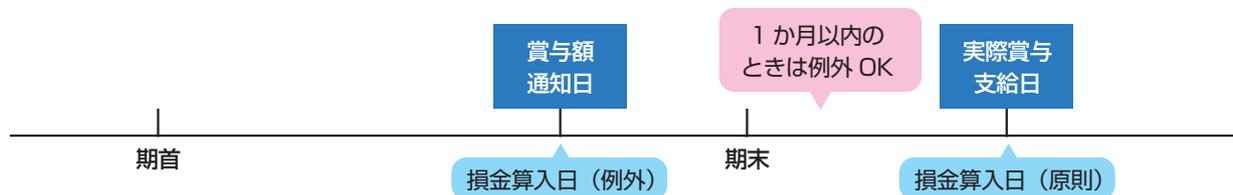
当期の決算で利益が予想以上に出ることが見込まれるような場合に、従業員の労に報いるため決算賞与を支給することが考えられます。決算までに支給した場合はもちろんのこと、決算までに支給できなくても、一定の要件（下記の要件参照）を満たす場合には、未払計上した日の属する事業年度（当期）の損金とすることが認められます。

● 決算賞与の税務上の取扱い

従業員に支給する賞与は、原則としてその支給日の属する事業年度の損金に算入することとされていますが、下記の要件①～③の全てを満たす場合には、通知日の属する事業年度に未払計上することで損金算入が認められます。

| 内容 | 要件 | 損金算入日 |
|--------------------|---|-------------|
| 未払費用に計上して損金経理できる賞与 | ① 同時期に賞与の支給を受ける全ての従業員一人ひとりに対して賞与の支給額を通知していること ② 通知した日の属する事業年度終了の日の翌日から1か月以内に、通知した全ての従業員に対してその通知した金額を支給していること ③ 損金経理を行っていること | 通知日の属する事業年度 |

図で表すと、次のようになります。



留意点

- (1) 支給額の通知については、各人への通知は書面で行い、通知を受けた旨のサインをもらっておくとよいでしょう。
- (2) 銀行振込を利用する方法等により、決算日後1か月以内に各人に支給したことを明らかにしておくともよいでしょう。

また、次のケースでも損金算入時期の例外が認められています。

| 内容 | 要件 | 損金算入日 |
|--------------------------------|--|----------------------------|
| 労働協約又は就業規則に定められた支給予定日が到来している賞与 | ① 使用人に賞与の支給額が通知されていること ② 損金経理を行っていること | 支給予定日又は通知日のいずれか遅い日の属する事業年度 |

図で表すと、以下のようになります。

